

令和4年度「大木町地球温暖化対策支援補助金」

「大木町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金」申請の手引き

大木町では、環境負荷の少ない持続可能な循環型のまちづくりを推進するために、住宅に次の設備等を設置する人を対象に、その費用の一部を助成します。

**工事着工前（電気自動車の場合は購入前）に交付申請をしていただき、町による交付決定後に工事着工（電気自動車の場合は購入）をしていただくことが補助金交付の条件となります。 ※ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）を除く。
補助金を交付する優先順位は、予算の範囲内で補助金交付申請を受け付けた順とします。**

補助対象となる設備と補助金額など

対象設備等	設備要件	補助金額
①太陽光発電システム設備	逆流有りの系統連系型システム設備で、全量売電ではないもの。	1kW あたり 2 万円 (上限 9.9kW、19.8 万円)
②太陽熱利用システム設備	自然循環型または真空貯湯型の太陽熱温水器。	設備設置費用の 1/3 以内 (上限 30 万円)
③太陽熱高度利用システム設備	太陽集熱器と蓄熱槽が分離した構造の強制循環システムであって、その用途が給湯または空調であるもの。	
④地中熱冷暖房システム設備	ヒートポンプによる補助熱源を含む。	
⑤薪ストーブ	薪などを燃料として屋内で使用する設計および仕様であって、2次燃焼方式または複数の空気調整口を有するもの。	
⑥コージェネレーションシステム設備	発電と給湯を目的としたシステム。	

<p>⑦定置用蓄電システム設備</p>	<p>次のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 太陽光発電システム設備と常時接続しているもの。</p> <p>※住宅用太陽光発電システム設備を設置している住宅への設置または同時設置。</p> <p>(2) 蓄電容量の合計が 4kWh 以上のもの。</p>	<p>蓄電池容量 1 kWh 当たり 5 万円（上限 30 万円）</p>
<p>⑧電気自動車等 充給電システム 設備（V2H）</p>	<p>次のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 太陽光発電システム設備と常時接続しているもの。</p> <p>※住宅用太陽光発電システム設備を設置している住宅への設置または同時設置。</p> <p>(2) 国の補助対象事業の補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されているものまたはCHAdeMO協議会の認証を受けているもの。</p> <p>(3) 電気自動車等の自動車検査証の「使用の本拠の位置」が、電気自動車等充給電システム設備の設置場所と同一であるもの。</p>	<p>設備設置費用の 1/3 以内 （上限 30 万円）</p>
<p>⑨電気自動車 （EV）</p>	<p>次のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 町内に保管場所がある未使用の車両であること。</p> <p>(2) 申請当該年度に自動車検査証の交付を受けられる車両であること。</p> <p>(3) 申請車両は、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が「自家用」であること。</p> <p>(4) クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付要綱（平成 29 年 4 月 3 日付け 20170310 財製第 7 号経済産業大臣通知）による補助対象車両として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの。</p>	<p>一律 10 万円</p>

<p>⑩創蓄連携設備 (3設備導入 加算補助)</p>	<p>①太陽光発電システム、⑧V2H、⑨EVの3点全てを備えること。 ※新設もしくは、既存設備があり3設備の導入ができれば対象となる。</p>	<p>新設した設備等に係る補助金に別途10万円を加算</p>
<p>⑪ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)</p>	<p>補助金の対象となる住宅は、国ZEH補助金又はBELSによりZEHであることが認められた住宅で、次のいずれかに該当する町内の戸建住宅に居住し始めてから6月以内の者を補助対象者とする。 (1) 新築する住宅 (2) 新築建売の住宅 (3) 既存住宅をZEHに改修するもの</p>	<p>定額20万円</p>

【設備共通要件】

※①～⑧については大木町に所在または建築する住宅用(賃貸用を除く)に設置する設備で、未使用のもの。

※⑨については保管場所が大木町にある未使用の車両であること。

※①～⑩については令和5年2月末日までに設備の設置(電気自動車の場合は車両検査証の交付)が完了し、実績報告書を提出できること。

【補助金額共通事項】

※補助金額は、算出した額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てた額とする。

※予算残額が補助予定額満額に満たない場合は、予算の範囲内での補助金の交付について了承を得たうえでの申請受付となる。

大木町地球温暖化対策支援補助金の手続き

補助対象となる人

- ① 補助金の交付申請時に町税および国民健康保険税を滞納していない人
- ② これまでに、申請しようとする設備の補助金を受けていないこと
※補助金の交付対象となる設備の種類ごとに1つの住宅（一戸建の建て方のものをいう。①から⑧までに限る。）又は1人（⑨に限る。）につき1回限りとする。
- ③ ⑧V2H及び⑨EVの場合は申請の時点で大木町に1年以上住民登録をしている人

申請の手続き

【1】交付申請

《電気自動車以外の設備》

- ① 対象設備の設置工事の着工前に「補助金交付申請書」に必要事項を記入のうえ、必要な書類を添えてまちづくり課窓口（庁舎2階）まで提出してください。申請書は対象設備ごとに提出してください。なお、添付書類が重複する場合は1部で可とします。
- ② 町の交付決定前に工事着工が行われている場合は、補助対象外となります。
- ③ 添付書類

(1) 設備の設置場所を示す地図（住宅地図など）

(2) 設備の設置前の現況写真（カラー写真） ※貼付様式あり

家屋全体の写った写真および対象設備を設置する予定場所（設置部分）がわかる写真。新築の場合は建設予定地で可とします。太陽光発電システム設備を既に設置している住宅に、定置用蓄電システム設備または電気自動車等充給電システム設備（V2H）を設置する場合は、太陽光発電システム設備の設置が確認できる写真も提出してください。

(3) 設備の経費内訳が明記されている見積書の写し

対象設備、対象設備に係る付属機器、設置工事に係る費用が確認できること。見積書が一式表記のみの場合、見積書本書の写しに加え、内訳書を添付してください。太陽光発電システム設備と同時に定置用蓄電システム設備または電気自動車等充給電システム設備（V2H）を設置する場合、設備ごとに明細が確認できるものであれば一括の見積書でも可とします。

＜太陽光発電システム設備の場合＞太陽光発電パネル・架台・パワーコンディショナー・太陽光発電システム設備に係る付属機器・太陽光発電システム設備設置工事に係る費用が明記されていること

(4) 設備の仕様が分かるパンフレット等

対象設備のメーカー名・型式名・規格が確認できるもの

(5) その他

対象設備等	添付書類
共通	(申請時に契約を締結している場合) 工事請負契約書の写し

太陽光発電システム設備	太陽光パネルの配置図 ※新築の場合は立面図も提出してください。
薪ストーブ	薪ストーブの配置場所や煙突の設置状況がわかる工事設計図
定置用蓄電システム設備	(申請時に太陽光発電システム設備を導入している場合) (1) 余剰電力受給契約書等の写し ※太陽光発電システム設備を設置したときに電力会社から発行されたもの。紛失している場合は、太陽光発電システム設備の売電量が記載されている「購入電力量のお知らせ」でも可。 (2) 太陽光発電システム設備との接続が確認できる書類 ※申請者名・太陽光パネル・蓄電池・住宅(分電盤)・電力量計が記載された「単線結線図」などの電気配線図。
電気自動車等充給電システム設備 (V2H)	(申請時に太陽光発電システム設備を導入している場合) (1) 余剰電力受給契約書等の写し ※太陽光発電システム設備を設置したときに電力会社から発行されたもの。紛失している場合は、太陽光発電システム設備の売電量が記載されている「購入電力量のお知らせ」でも可。 (2) 太陽光発電システム設備との接続が確認できる書類 ※申請者名・太陽光パネル・V2H・電気自動車・住宅(分電盤)・電力量計が記載された「単線結線図」などの電気配線図。 (申請時に電気自動車等を使用している場合) 電気自動車等の自動車検査証の写し

(6) その他、町長が必要と認める書類

《電気自動車の場合》

- ① 電気自動車の購入前に「補助金交付申請書」に必要事項を記入のうえ、必要な書類を添えてまちづくり課窓口(庁舎2階)まで提出してください。なお、添付書類が重複する場合は1部で可とします。
- ② 町の交付決定前に購入している場合は、補助対象外となります。
- ③ 添付書類
 - (1) 車両の保管場所を示す地図(住宅地図など)
 - (2) 車両の保管場所の現況写真(カラー写真)※貼付様式あり
 - (3) 車名及び購入価格がわかる書類の写し(見積書・契約書など)
 - (4) 車両の仕様が分かるパンフレット等
 - (5) その他、町長が必要と認める書類

【2】実績報告

- ① 対象設備の事業完了日(電気自動車の場合は自動車検査証交付日)から30日以内または令和5年2月末日までのいずれか早い日までに「補助金実績報告書」に必要事項を記入のうえ、必要な書類を添えてまちづくり課窓口(庁舎2階)まで提出してください。

② 添付書類

《電気自動車以外の設備》

(1) 設備の設置費に係る領収書の写しおよび内訳書の写し

- ・領収書は2つ以上の設備を同時に設置する場合、領収書は一括のものでも可としますが、設備ごとの内訳がわかるものを別に添付してください。
- ・内訳書は、対象設備、対象設備に係る付属機器、設置工事に係る費用が確認できるもの（請求書など）を提出してください。

(2) 竣工検査の試験記録書の写し等、確実に稼動していることを示すもの

竣工時の点検表や立会報告書など、設備の設置状況や動作確認、検査成績などがわかるもの

(3) 設備の保証書の写し

(4) 設備の設置状態を示す写真（カラー写真） ※貼付様式あり

対象設備等	写真の内容
共通	家屋全体の写った写真
太陽光発電システム設備	太陽光パネル（パネルの枚数が確認できる全体写真）、パワーコンディショナー、電力モニター、スマートメーターの写真
太陽熱利用・高度利用システム設備	機器本体の設置状況および水温の測定状況の写真
地中熱冷暖房システム設備	機器本体の設置状況の写真
コージェネレーションシステム設備	
薪ストーブ	機器本体の設置状況および煙突の設置状況の写真
定置用蓄電システム設備	機器本体の設置状況の写真
電気自動車等充電システム設備（V2H）	電気自動車と電気自動車等充電システム設備（V2H）がケーブルでつながっている写真

(5) その他

対象設備等	添付書類
太陽光発電システム設備	電力会社から発行される余剰電力受給契約書等の写し
電気自動車等充電システム設備（V2H）	電気自動車等の自動車検査証の写し（申請時において提出している場合は不要）

(6) その他、町長が必要と認める書類

《電気自動車の場合》

(1) 車両の購入に係る領収書の写しおよび内訳書の写し

申請者が車両代金を支払ったことが確認できる領収書等の写し（宛名、金額、但し書き【当該申請に係る車両代金であること】、領収日、発行日、領収者名、領収印が正しく記載・押印されているもの。ただし、所有権留保付ローン購入の場合は宛名をローン会社とし、但し書きに申請者氏名を

追記すること。)

(2) **車両全体の写真** (カラー写真) ※貼付様式あり

(3) **自動車検査証の写し**

(4) **その他、町長が必要と認める書類**

【3】 交付請求

① 町から補助金の確定通知が届いたら、速やかに「補助金交付請求書」を提出してください。

② 支払いは口座振込となっています。振込口座の名義は、申請者本人のものに限ります。

【4】 変更申請

交付決定後、申請の内容を変更する場合は、「補助金交付申請変更等承認申請書」が必要になりますので、まちづくり課までご相談ください。

大木町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金の手続き

補助対象となる人

- ① 補助対象住宅に居住していること。
- ② 町税（延滞金含む。）の滞納がない世帯の世帯員であること。

申請の手続き

【1】 交付申請兼実績報告

- ① 当該補助対象住宅に居住し始めてから6月以内に、「補助金交付申請書兼実績報告書」に必要事項を記入のうえ、必要な書類を添えてまちづくり課窓口（庁舎2階）まで提出してください。
- ② 添付書類
 - (1) 国ZEH補助金の交付決定通知書またはBELS評価書の写し
 - (2) 補助対象住宅の全景写真および導入した再生可能エネルギー設備等の写真
(カラー写真)
 - (3) 契約書の写し
 - (4) その他、町長が必要と認める書類

【2】 交付請求

- ① 町から補助金の確定通知が届いたら、速やかに「補助金交付請求書」を提出してください。
- ② 支払いは口座振込となっています。振込口座の名義は、申請者本人のものに限ります。

大木町役場まちづくり課（庁舎2階）

大木町大字八町牟田 255 番地 1

電話 0944-32-1120（直通） FAX 0944-32-1054

大木町ホームページでもお知らせしています。様式などのダウンロードが可能です。

「トップページ>環境・まち>地球温暖化対策>

令和4年度 地球温暖化対策支援補助金・ZEH普及促進事業補助金」